

(円)

区分		改定前 (令和8年3月31日まで)		改定後 (令和8年4月1日から)
12歳以上 (1体)	市内	12,000	→	20,000
	市外	36,000	→	60,000
12歳未満 (1体)	市内	9,000	→	13,000
	市外	27,000	→	39,000
死産児 (1体)	市内	5,000	→	7,000
	市外	15,000	→	21,000
改葬 (1棺)	市内	9,000	→	9,000
	市外	27,000	→	27,000
産汚物及び 人体の一部	10kgまで	2,000	→	4,000
	1kg増すごとに	200	→	400

※改葬は変更なし